

事務連絡  
令和6年9月12日

一般社団法人 日本病院会 御中

環境省環境再生・資源循環局  
廃棄物規制課

水銀血圧計等の回収促進に向けた周知への御協力について（依頼）

平素より、産業廃棄物行政に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

平成29年8月に水銀に関する水俣条約が発効し、水銀の供給、使用、排出、廃棄等の各段階で総合的な対策に取り組むことにより、水銀の人為的な排出を削減し、地球的規模の水銀汚染の防止を目指すこととしており、廃棄の段階においては、水銀廃棄物を環境上適正な方法で管理することとされています。

環境省では、水銀血圧計等の回収促進を図るため、平成26年度より医療機関等における水銀血圧計等の回収を支援するための事業を実施しており、今年度も引き続き、水銀血圧計等の回収促進を図っています。

つきましては、水銀血圧計等の回収促進について、別添資料をお送りしますので、貴会会員に御周知くださいますようお願いいたします。

なお、本通知に関する問合せ及び水銀血圧計等の回収全般に関する問合せについては、下記のとおり環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課コールセンターに御連絡くださるようお願いいたします。

御理解、御協力の程よろしく申し上げます。

記

○ 問合せ先

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課コールセンター

電話：0570-072-733

対応期間：令和7年3月31日まで

平日の午前9時30分から午後6時15分

（ただし、12時から13時、令和6年12月30日～令和7年1月3日を除く。）

※ 環境省は、水銀血圧計等（廃棄物）の回収・処分を請け負うものではありませんので、御留意ください。

以上

# 水銀血圧計等の回収促進に関する 環境省の取組

環境省では、国内において水俣条約に基づく取組の実効性を担保するため、医療機関等に退蔵されている水銀血圧計等の回収促進を図る取組を実施しています。

## はじめに

H25.10月に熊本市・水俣市で開催された外交会議において水銀に関する水俣条約が採択・署名されました。

### ポイント

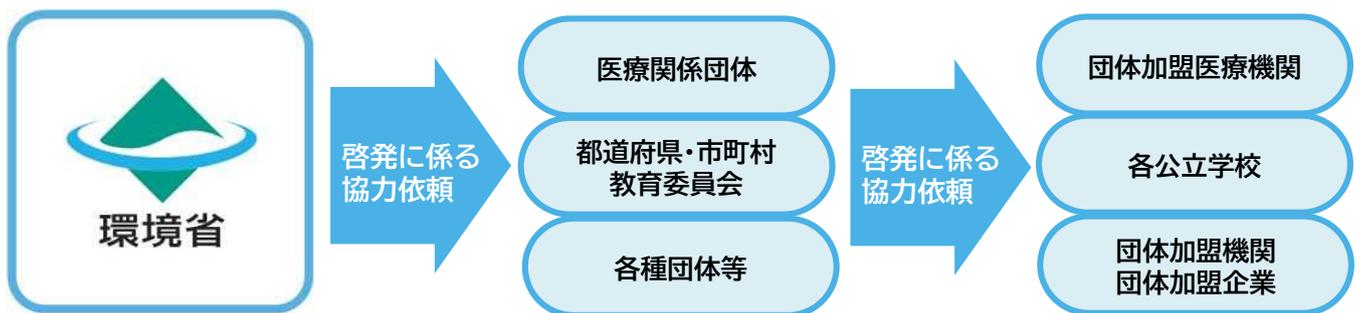
- ◎水銀の供給、使用、排出、廃棄等の各段階で総合的な対策に取り組むことにより水銀の人為的な排出を削減し、地球的規模の水銀汚染の防止を目指すもの。
- ◎廃棄の段階では、環境上適正な方法で水銀廃棄物を管理。
- 現在使用・保管されている水銀血圧計等は、液体の金属水銀を含有していることから、その取扱いには注意が必要。
- 将来的な不適正処理(災害時の紛失等を含む)のリスクを低減するため、短期的に集中的に回収・処分していく事が望ましいとされている。



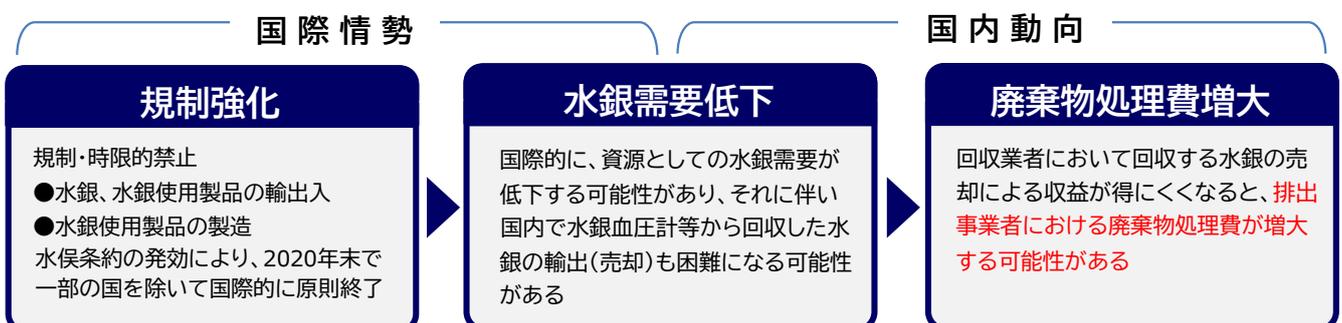
※封入されている液体が赤色の温度計には、水銀は含まれておりません。

## 環境省の取組について(啓発事業)

環境省では、医療機関、都道府県、市町村、教育機関などに退蔵されている水銀血圧計等の集中的な回収を促進するため、関係機関に対し啓発を行っています。



【参考】国際情勢と国内動向による水銀使用製品廃棄物の処理費増大イメージ



## 環境省の取組について(その他)

環境省では、啓発事業のほか、以下のような取組も行っています。

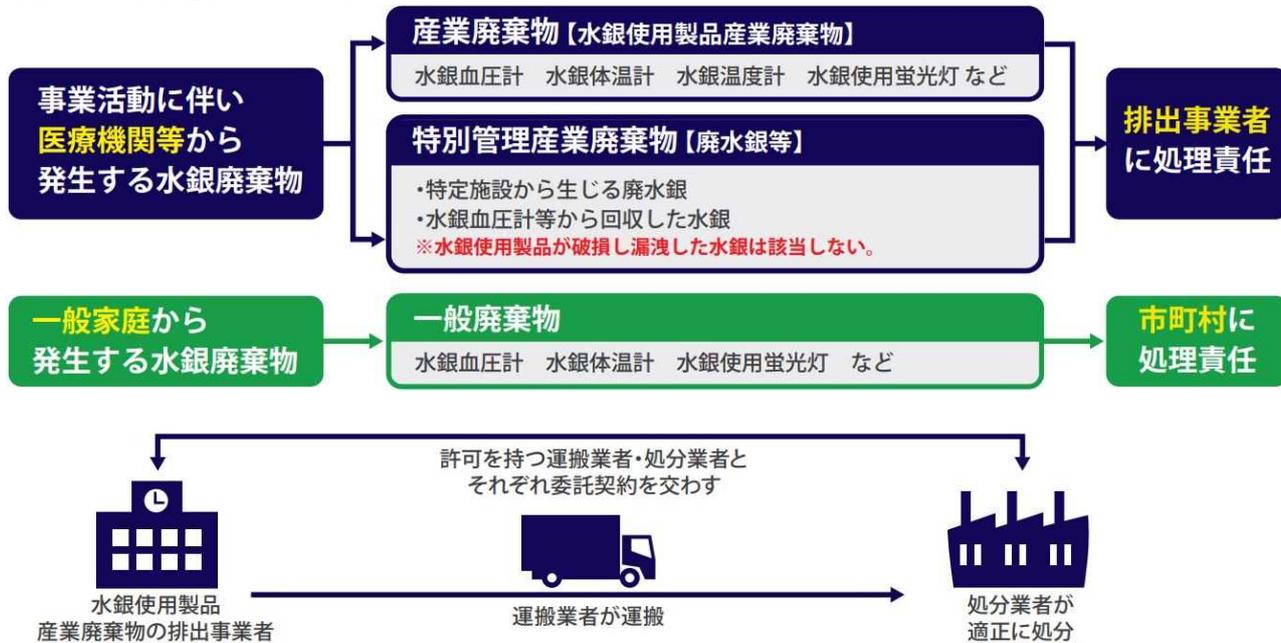
回収マニュアル	医療機関に退蔵されている水銀血圧計等回収マニュアルを策定
モデル事業	自治体と連携してモデル事業を実施
アンケート調査	医師会、教育委員会、私立学校に対して廃棄量等のアンケートを実施
リーフレット・事例集	教育機関向けのリーフレットと事例集を作成して啓発を実施

## 水銀血圧計等の適正処理にご協力ください！

事業で使用した水銀血圧計等は、「水銀使用製品産業廃棄物」となります。排出した事業者は、適正に処理をしなければなりません。

廃棄物処理法では「水銀若しくはその化合物が使用されている製品が産業廃棄物となったものであって、環境省令で定めるもの」が水銀使用製品産業廃棄物と定義されています。

事業活動に伴い医療機関等から発生する水銀血圧計や水銀温度計、水銀体温計などは、水銀使用製品産業廃棄物に分類されています。



収集運搬業者・処分業者については、産廃情報ネットの「さんぱいくん」(処理業者検索サイト)や「優良さんぱいナビ」(優良認定業者検索サイト)などを活用し、選定することができます。



## 参考

環境省では、今後水銀使用製品の廃棄を行っていく事業者の参考になるよう、「水銀廃棄物関係」の情報をまとめています。詳しくは公表Webページをご覧ください。

【問合せ先】



環境省

環境再生・資源循環局廃棄物規制課  
(コールセンター)

TEL 0570-072-733

(平日の午前9時30分から午後6時15分)  
ただし、12時から13時及び以下の日にちを除きます。  
令和6年12月30日(月)～令和7年1月3日(金)

令和6年9月発行